

令和元年11月20日

関係各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター
理事長 内山 督

昇降機等定期報告審査等業務手数料の改定のお知らせ

平素より、昇降機等の定期検査報告に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昇降機等の定期検査報告業務につきましては、今般、平成20年国土交通省告示第283号及び第284号の改正告示が施行され、昇降機等の定期検査報告に関する既存不適格項目及び検査実施項目等が大幅に増加したことに伴い、本センターが行う定期報告審査等に係る業務量も増加しているところです。

定期報告審査等業務は、本センター設立当初(平成4年)から1件当たりの手数料を2,000円(消費税込み)とし、その後消費税が3%から5%、8%と引き上げられ、人件費も上昇する中、事務の見直しや経費節減に努めながら手数料を維持してきたところです。

しかしながら、今般の消費税10%への引上げ及び前述しました審査等業務量の増加により、現在の手数料のままでは業務の水準を維持することが極めて困難な状況となって参りました。

つきましては、令和2年4月1日受付分より1件当たりの手数料を2,000円(消費税別)に改定させて頂きたいと存じますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、円滑な報告書の提出に向けて、適正・迅速な処理に努め、所有者、管理者、検査者様のご意見、ご要望を反映しながら、サービスの向上を図っていく所存でございますので、諸般の事情をご賢察のうえ、ご高配を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

記

昇降機等定期報告審査等業務手数料

種 別		改 定 前 令和2年3月31日まで	改 定 後 令和2年4月1日から
昇降機	エレベーター	1台につき 2,000円	1台につき 2,000円+消費税
	段差解消機	1台につき 2,000円	1台につき 2,000円+消費税
	いす式階段昇降機	1台につき 2,000円	1台につき 2,000円+消費税
	エスカレーター	1台につき 2,000円	1台につき 2,000円+消費税
	小荷物専用昇降機	1台につき 2,000円	1台につき 2,000円+消費税
遊戯施設		1台につき 2,000円	1台につき 2,000円+消費税